

横浜市LED防犯灯寄附要綱

制定 平成25年7月31日 市地防第249号（局長決裁）
改正 令和6年3月22日 市地防第747号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、事業者又は自治会町内会等がLED防犯灯を新たに設置する場合において、横浜市長（以下「市長」という。）に寄附する手続きを定めることにより、その管理負担を軽減し、もって横浜市内におけるLED防犯灯の設置を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) LED防犯灯 夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLED照明灯の灯具をいう。
- (2) 公共屋外照明 防犯灯、道路照明灯、街路灯（商店街灯）、公園灯の総称をいう。
- (3) 東電柱 東京電力株式会社が所有する電柱をいう。
- (4) NTT柱 東日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。
- (5) 事業者 開発行為、宅地造成工事等に伴いLED防犯灯の設置を行う事業者をいう。
- (6) 自治会町内会等 町、丁目の全部又は一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会及び地区連合町内会をいう。
- (7) 寄附 市長に対してLED防犯灯を寄附することをいう。

（対象となる団体）

第3条 LED防犯灯の寄附を行う主体は、事業者又は自治会町内会等とする。

（対象物件）

第4条 受納するLED防犯灯は、次の条件を満たすものとする。

- (1) LED防犯灯は、別表1のとおり、東電柱又はNTT柱に設置するものとする。
- (2) 設置間隔は、終夜点灯する公共屋外照明からおおむね25メートル以上とする。
- (3) 灯具は、別表2に掲げる仕様によるものとする。

（協議）

第5条 寄附を申し出る事業者又は自治会町内会等（以下「申出者」という。）は、設置場所等について市長と協議を行い、LED防犯灯の寄附に関する協議書（第1号様式。以下「協議書」という。）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 位置図
- (3) LED防犯灯の仕様書
- (4) 土地使用承諾書兼誓約書（第2号様式）（電柱が私有地内に建柱されている場合）
- (5) LED防犯灯設置一覧表（第3号様式）
- (6) 設置場所の写真（周辺状況を含む）
- (7) 設置する電柱の写真（電柱管理番号を含む）
- (8) その他市長が必要とする書類

2 LED防犯灯の設置を予定している東電柱又はNTT柱が、未だ建柱されていない場合は、協議書に建柱の時期を明記すること。

（協議結果の通知）

第6条 市長は、前条の協議の内容が適正であることを確認した場合は、LED防犯灯設置に関する協議結果通知書（第4号様式。以下「協議結果通知書」と

いう。)により申出者へ通知し、LED防犯灯管理名称札を交付する。

2 申出者は、交付されたLED防犯灯管理名称札を取り付けることとする。

3 申出者は、協議結果通知書を受領後に、協議した内容に変更が生じた場合は、再度、協議を行うこととする。

(設置及び寄附)

第7条 申出者は、LED防犯灯設置工事完了後、LED防犯灯設置工事完了届(第5号様式。以下「工事完了届」という。)及びLED防犯灯寄附受納願い(第6号様式。以下「寄附受納願い」という。)に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、第7号に掲げる図書は、東日本電信電話株式会社との協議により省略することができる。

(1) LED防犯灯設置一覧表(第3号様式)

(2) LED防犯灯設置工事に関する施工写真(電柱管理番号が確認できる写真、設置位置の高さが確認できる写真、LED防犯灯とLED防犯灯管理名称札が撮影されている写真)

(3) 設置したLED防犯灯が点灯したことが確認できる写真

(4) 設置したLED防犯灯の価格が確認できる資料(カタログ等)

(5) 設置したLED防犯灯の保証書及び設置工事に関する補償書

(6) 東京電力株式会社に提出した電気使用申込書の写し

(7) 東日本電信電話株式会社に提出した添架申請書兼契約書の写し

(8) その他市長が必要とする書類

2 市長は、工事完了届及び寄附受納願いを審査し、適正と認めた場合は、LED防犯灯寄附受納通知書(第7号様式。以下「寄附受納通知書」という。)により通知する。

3 市長は、工事完了届及び寄附受納願いの内容を審査した結果、協議の内容と異なっている等不適正な事項があった場合は、寄附の受納を行わないことができる。

4 LED防犯灯の寄附受納及び名義変更は、原則として当該年度の3月1日をもって行う。

5 市長は、時期に応じて、第2項の規定に基づく寄附受納通知書を省略することができる。

6 市長は、LED防犯灯の寄附受納及び名義変更を行った場合は、LED防犯灯寄附受納書(第8号様式)により通知する。

(LED防犯灯の維持管理)

第8条 申出者は、LED防犯灯設置後から寄附に伴う名義変更までの間、当該LED防犯灯の電気料金の支払い及び管理を行う。

2 市長は、受納したLED防犯灯について、前条第4項の名義変更以降、電気料金の支払い、故障時の修繕及び更新を行う。

3 寄附を行った事業者は、当該LED防犯灯の故障時の横浜市への連絡等の日常の見守りについて、当該又は近接の自治会町内会等に依頼すること。

4 寄附を行った自治会町内会等は、当該LED防犯灯の故障時の横浜市への連絡等の日常の見守りを行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が定める。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条第1項）

LED防犯灯の寄附に関する協議書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申出者 住所
氏名
電話番号 ()
（担当者氏名及び連絡先）
氏名
電話番号 ()

本工事に伴い設置するLED防犯灯を横浜市に寄附したいので、寄附受納に関する協議を行います。

1	設置場所	横浜市 区	
2	設置予定灯数	灯	
3	工事着手予定日	年 月 日	
4	工事完了予定日	年 月 日	
5	施工者	住所	
		氏名	
		電話番号	
		担当者	
		電話番号	
6	添付図書	(1)	案内図
		(2)	位置図
		(3)	LED防犯灯の仕様書
		(4)	土地所有者の使用承諾書（第2号様式）（電柱が私有地内に建柱されている場合）
		(5)	LED防犯灯設置一覧表（第3号様式）
		(6)	設置場所の写真（周辺状況を含む）
		(7)	設置する電柱の写真（電柱管理番号を含む）
		(8)	その他市長が必要とする書類
※	受付年月日及び番号	年 月 日	第 号
※	確認年月日	年 月 日	
※	確認結果	適合	・ 不適合
※	結果通知年月日及び確認番号	年 月 日	第 号

- （注意）
- 1 申出者が事業者である場合、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 2 ※の欄は記入しないでください。

土地 使用 承諾 書 兼 誓 約 書

年 月 日

（届出先）

横 浜 市 長

私は、私が所有する下記の土地の一部にある電柱に、横浜市が防犯灯を設置することを、その機能を廃止するまでの間、無償で使用されることを承諾するとともに、次の誓約事項を遵守することを誓約します。

（土地所有者） 住 所

氏 名

⑩

（自署の場合は押印不要）
（法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名）

承諾する土地：横浜市 区

承諾する電柱名（番号）

誓 約 事 項

- 防犯灯の現状を横浜市に無断で変更いたしません。
- 横浜市（その委託者を含む。）が、防犯灯の管理のための必要な行為（不点灯などの交換・修繕、点検等）のために本件土地に立ち入ることについては、事前の許可なくこれを認めます。
- 本件土地を譲渡し、又は借地権を設定する場合は、土地の使用承諾と誓約事項の遵守を新たな土地所有者又は借地権者に継承します。
- 横浜市側または電柱所有者（東京電力株式会社若しくは東日本電信電話株式会社）の事情により、防犯灯を撤去する場合があることについて承諾し、そうなった場合であっても異議は申し立てません。

申出者 (団体名)
設置工事施工者

L E D 防 犯 灯 設 置 一 覧 表

No	協 議 時				完 了 時					
	電柱種類	電柱管理番号		区分	設置箇所	LED防犯灯 管理名称札番号	東京電力 お客様番号	メーカー名 (LED器具)	型番 (LED器具)	設置場所
		東電	NTT							
1	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
2	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
3	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
4	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
5	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
6	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
7	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
8	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
9	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区
10	東電・NTT			交換・新設	公道・私道 ・又は 私有地					区

第 年 月 日 号

LED 防犯灯設置に関する協議結果通知書

様

横浜市長

印

年 月 日に提出された LED 防犯灯の寄附に関する協議については、
適合していることを確認しましたので、協議結果通知書を交付します。

1 受付年月日及び受付番号
年 月 日

第 号

2 確認年月日
年 月 日

3 LED 防犯灯設置場所
横浜市 区

4 設置灯数
灯

5 LED 防犯灯管理名称札

年 月 日

LED 防犯灯設置工事完了届

（提出先）
横浜市長

申出者 住所
氏名
電話番号 ()
（担当者氏名及び連絡先）
氏名
電話番号 ()

年 月 日に確認された LED 防犯灯の設置工事については、次のとおり完了したので届け出ます。

- 1 設置場所
横浜市 区
- 2 設置灯数
灯
- 3 工事完了年月日
年 月 日
- 4 添付図書について

添 付 図 書	(1)	LED 防犯灯設置一覧表（第 3 号様式）
	(2)	LED 防犯灯設置工事に関する施工写真（電柱管理番号が確認できる写真、設置位置の高さが確認できる写真、LED 防犯灯と LED 防犯灯管理名称札が撮影されている写真）
	(3)	設置した LED 防犯灯が点灯したことが確認できる写真
	(4)	設置した LED 防犯灯の価格が確認できる資料（カタログ等）
	(5)	設置した LED 防犯灯の保証書及び設置工事に関する補償書
	(6)	東京電力株式会社に提出した電気使用申込書の写し
	(7)	東日本電信電話株式会社に提出した添架申請書兼契約書の写し
	(8)	その他市長が必要とする書類

（注意） 申出者が事業者である場合、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

年 月 日

横浜市長

申出者 住所

氏名

LED防犯灯寄附受納願い

年 月 日に設置工事を完了したLED防犯灯について、市内の防犯対策に寄与するため、次の物品を寄附したいので、ご採納くださるようお願い出ます。

1 LED防犯灯
灯

2 金額

品 名	数 量	単 価	金 額

第 年 月 日
号

様

横浜市長

印

LED防犯灯寄附受納通知書

年 月 日に申出のありましたLED防犯灯寄附受納願いについては、次のとおり受納することを通知します。

1 寄附受納物品

LED防犯灯 灯

2 横浜市が当該防犯灯を受納するまでの間、電気料金の支払い及び当該LED防犯灯の維持管理を行ってください。

3 その他

受納する時期については、年 月 日とします。

第 年 月 日

様

横浜市長

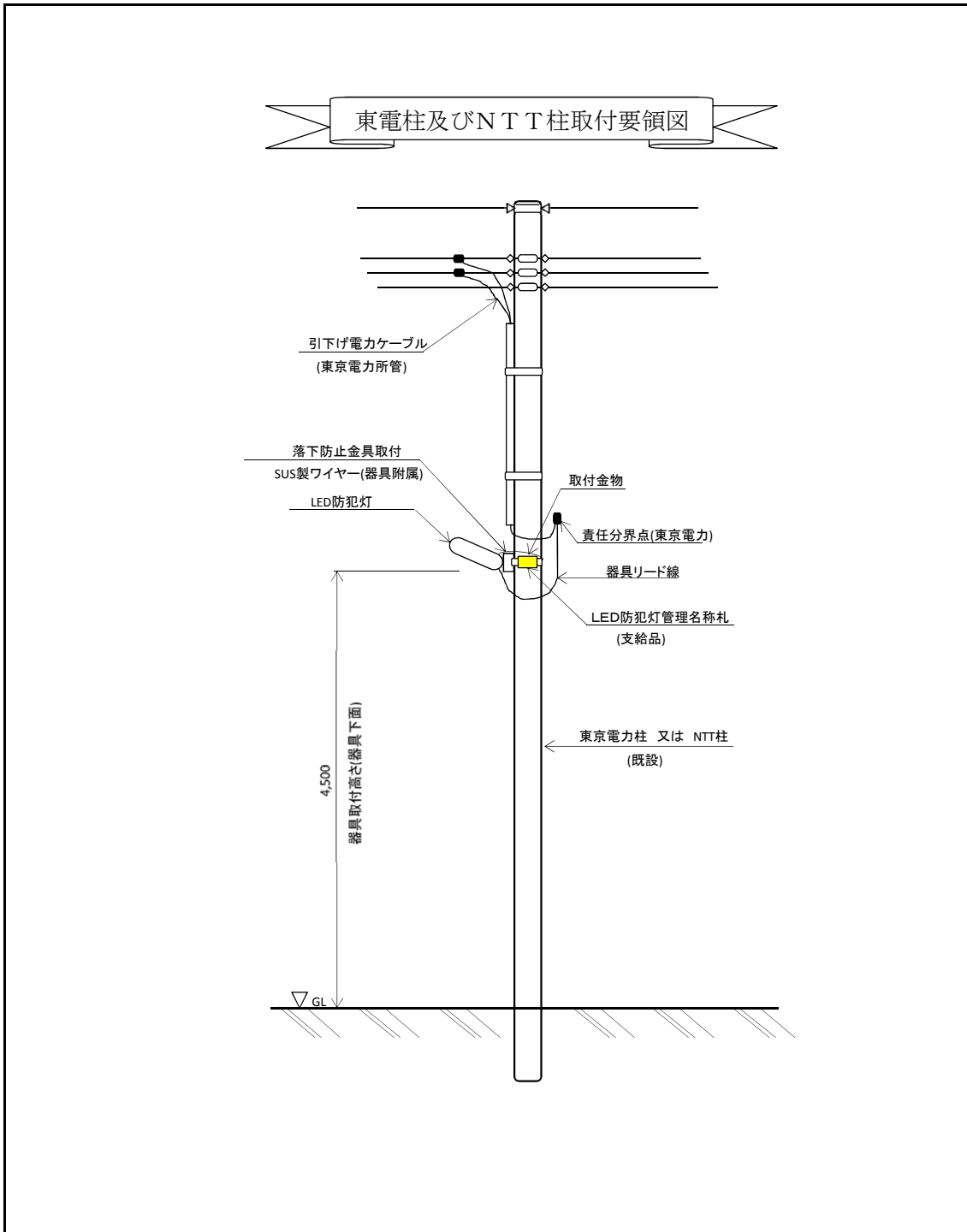
印

LED 防犯灯 寄附受納書

年 月 日に申出がありました LED 防犯灯の寄附につきまして、次のとおり受納します。

- 1 寄附受納
LED 防犯灯 灯（金額 円）

別表1 (第4条)



横浜市LED防犯灯仕様

1 適用範囲

本仕様は、LED防犯灯を自主設置する事業者又は自治会町内会等が、横浜市長へLED防犯灯を寄附する際の器具に適用する。

本仕様で定める器具は、白色系LEDを光源としたLED専用に設計された器具であり、従来の蛍光灯等の器具にランプ型LEDを取り付けたものは適合外とする。

2 適合規格及び参考規格

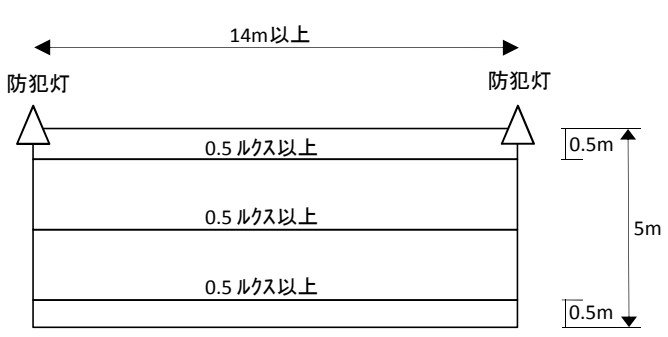
本仕様書において特記なきものは、次の規格を適用又は参考にする。

(1) 適合規格

- ア 電気用品安全法 別表8
- イ J I S C 8105-1:2005 照明器具-第1部 安全性要求事項通則
- ウ J I S C 8105-2-3:2005 照明器具-第2-3部 道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項
- エ J I S C 8105-3:2006 照明器具-第3部 性能要求事項通則
- オ J I S C 8153:2009 LEDモジュール用制御装置-性能要求事項
- カ J I S C 8154:2009 一般照明用LEDモジュール-安全仕様
- キ J I E G -001(2005)照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画第3版

(2) 参考規格

- ア J I S C 8152:2007 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法
- イ J I L 5006:2008 白色LED照明器具性能要求事項

LED防犯灯 防雨型	
器具本体構造	アルミダイキャストと同等以上の耐久性及び放熱性を有すること。また、メラミン樹脂焼付と同等以上の塗装を施してあること。なお、ASA樹脂も可とする。
透過性カバー	アクリル樹脂と同等以上の対候性を有すること。
照明器具	電子式自動点滅器一体型とすること。
取付金具	SUS製又は溶融亜鉛メッキ仕上げとし、電力柱又は通信柱に取付けること。 落下防止金具(SUS製ワイヤー)取付のこと。
器具取付荷重	電力柱などの取付部から10cm離れた位置で90kgの静荷重に耐えること。
性能	15年相当の耐用年数を有すること。
入力電圧	AC100V±6%(50Hz)
入力容量	10VA未満
周囲温度	-10℃～35℃とする。
LED光源	耐用年数は器具周囲温度25℃の条件で60,000時間以上
LED電源装置	耐用年数は器具周囲温度25℃の条件で60,000時間以上
平均輝度	鉛直角85度以上、水平角90度の発光部分(最大輝度の1/10以上の部分)の平均輝度は、20,000Cd/m ² 以下とすること。平均演色評価数はRa60以上とすること。
上方光束比	5%以下
器具効率	40lm/W以上とすること。
補償期間	完了検査後3年間、設置工事に起因する故障及び器具メーカーの不備により発生した不具合については、これを補償すること。
光学性能	<p>(社)日本防犯設備協会 SES E1901-2:2011改正 防犯灯の照度基準(クラスB+)を満たす器具設置間隔が14m以上であること。すなわち、クラスBの鉛直面照度基準に従い、歩道両側から0.5m内側の鉛直面照度においても最小値0.5lxを確保するものとする。 (下図『照度基準』参照)</p> <p>なお、この場合の保守率は0.63とする。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">照度基準</div>  </div>